

◎新潟県告示第1090号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
療養通所さくら	新潟県南魚沼市五日町 2405 番地	医療法人越南会	通所介護	平成 27 年 7 月 1 日	平成 27 年 7 月 31 日
訪問リハビリテーション国府	新潟県上越市五智4丁目7番21号	社会福祉法人えちご府中会	介護予防訪問リハビリテーション	平成 27 年 6 月 1 日	平成 27 年 7 月 31 日